

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I  
 【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	兵庫県伊丹市教育委員会
指定したモデル地域名	伊丹市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 27 年 3 月 31 日現在） 【単位：校・園】

幼稚園 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
17	17	8	2	0	1	45

<参考> 保育所数：公立 8 所、私立 15 所、児童発達支援センター等の施設：3 園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

- ① 平成 19 年度から、学識経験者、医師、福祉、保健、労働、保護者の代表、学校関係者、教育委員会事務局職員からなる伊丹市特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置し、毎年、特別支援教育の進め方について協議を行っている。また、連携協議会の下にワーキンググループを設置し、「基本方針」の策定、伊丹市版個別的教育支援計画「サポートファイル・ステップ★ぐんぐん」の策定と活用、就学前機関との連携、労働との連携等について具体的な検討を行っている。
- ② 市立特別支援学校、県立特別支援学校、市立総合教育センター、通級指導担当が連携し、教育委員会事務局が窓口となり、公私立幼稚園、市立小中高等学校に在籍する幼児児童生徒及び教職員を対象に巡回相談を実施している。
- ③ 市立総合教育センターと市立特別支援学校は連携し、系統的・体系的な教職員研修講座を、市立総合教育センターは広く特別支援教育に係る課題を取り上げた研修を、市立特別支援学校はより専門的、実践的な内容を取り上げた研修を実施している。

2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

- ① 教育委員会事務局学校指導課及び市立総合教育センター、市立特別支援学校支援センター部門への合理的配慮協力員の配置  
 学校指導課には、派遣型の合理的配慮協力員を配置し、学校指導課所属事業担当指導主事と共に事業全般の進捗状況を把握し、各学校園の要請を受けて必要な指導・助言を行った。また、他の合理的配慮協力員に対する連絡調整及びスーパーバイズを行った。

市立総合教育センターには、窓口相談型の合理的配慮協力員を配置し、児童生徒等や保護者の相談業務に当たることにより、児童生徒等及び保護者への直接的な支援をするとともに、学校園の取組について側面から援助した。

市立特別支援学校支援センター部門に配置した合理的配慮協力員は巡回型とし、具体的な取組である「巡回相談システムの活用」、「通級指導体制の構築」をはじめとする体制整備を行った。また、平成 26 年度に実施した具体的な取組全般について、市立特別支援学校支援センター部門地域支援担当者の補佐として、市立特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、合理的配慮に係る研究を行った。

② 通級指導支援地域拠点校への合理的配慮協力員の配置

通級指導担当教員が配置されている支援地域拠点校 3 校に、合理的配慮協力員を配置し、拠点校の支援地域内の学校園に在籍する特別な支援を要する幼児児童生徒の情報の収集を行った。また、通級指導を受けている児童生徒について、通級による指導を効果的に生かし、通常の学級における支援内容及び支援体制の充実のための研究を行った。

③ 校園内研修会の充実による教職員の専門性の向上

全市立幼小中高特別支援学校園を対象に各学校園の実情に応じた校園内研修の実施を支援することにより、特別支援教育及びインクルーシブ教育に係る教職員の専門性の向上を図った。

④ インクルーシブ教育システム教職員用指導資料

連携協議会の下にワーキンググループを設置し、インクルーシブ教育システム構築のため、改訂版基本方針の考え方を周知するとともに、授業のユニバーサルデザイン化のための教職員用指導資料を作成した。

指導資料は平成 26 年度末に、全市立幼小中高特別支援学校園の全教職員に配布し、活用を進めた。また、市内の保育所、私立幼稚園、県立高等学校、関係機関等にも配布し、理解促進を図る予定である。

⑤ 特別支援教育に係る保護者用啓発リーフレットの作成及び配布

市内全ての就学前幼児の保護者及び全市立小中特別支援学校在籍の保護者等を対象に就学指導を含む特別支援教育に係る理解推進のために、啓発リーフレットを作成した。それを平成 26 年度末に配布し、インクルーシブ教育の考え方や、それに基づく本市の特別支援教育の取組を紹介した。また、特別な支援を要する子供を育てる保護者が活用できる地域の資源を周知するとともに、全保護者の特別支援教育に関する共通理解を進め、インクルーシブ教育推進のための市民環境を更に整備することを図った。

### 【モデル地域内における取組】

- ① 伊丹市インクルーシブ教育システム構築事業運営協議会の設置  
構成員：連携協議会と同一。(学識経験者、医師、福祉、保健、労働、保護者の代表、学校関係者、教育委員会事務局職員)  
内 容：各取組についての進捗状況の把握、各取組における成果の検証。必要に応じて専門家に助言を求めた。  
回 数：2回
- ② 伊丹市インクルーシブ教育システム構築事業検討委員会の設置・開催  
構成員：巡回相談調整会議のメンバー（県立特別支援学校を除く。）と合理的配慮協力員  
内 容：各取組についての進捗状況の確認、各取組の課題の検討、地域内の教育的資源の有効活用等に関する協議等。  
回 数：2回

### 3. 成果及び課題

市域全体を1つのクラスターとして取り組んだ「巡回相談システムの活用」と「通級に係る体制整備」を推進することにより、本市におけるインクルーシブ教育システムの構築と「多様な学びの場の提供」に資することができた。

また、全校園において教職員研修を実施し、特別支援教育及びインクルーシブ教育システムに関する教員の理解推進及びスキルアップを図ることができた。

合理的配慮協力員が全市立学校園を随時訪問し、校内クラスターとしての校園内支援体制等の状況調査を行った。

また、構築しつつあるインクルーシブ教育システムのための体制を、今後は更に発展させるとともに、それを活用することにより、取組を一層充実させる必要がある。また、基礎的環境整備の取組を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の状況に即した合理的配慮の実践と研究を行う。

さらに、認定こども園及び幼小中高特別支援学校園において一貫した支援のため、各校園種間の連携を図る必要がある。また、各校園内支援体制等の状況調査によって明らかになった課題等について分析し、インクルーシブ教育システム構築を更に充実させるために、特別支援教育コーディネーター担当者会における研修会、特別支援学級担任者会における研究部会及び研修会、校園内研修会等を活用して、学校間、中学校ブロック内、校園内等での連携の充実を図る必要がある。